

氏名(国籍)	林 寶 貴 (中国)
学位の種類	教育学博士
学位記番号	博乙第55号
学位授与年月日	昭和56年2月28日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
審査研究科	心身障害学研究科
学位論文題目	台湾における聴覚障害児言語指導法に関する研究
主査	筑波大学教授 佐藤 親 雄
副査	筑波大学教授 教育学博士 岡 田 明
副査	筑波大学教授 長谷川 栄
副査	筑波大学教授 教育学博士 高 野 清 純
副査	筑波大学助教授 草 薙 進 郎

論 文 の 要 旨

1. 本論文は、一方に、台湾における聴覚障害児の言語指導の教育現実に立ち、他方、文化国家における聴覚障害者教育（言語指導）のtotal communication（以下、T. C. と略記）の合理性、有効性に鑑み、台湾への導入について、諸要因、諸角度から考察したもので、本文3章、および研究課題、総括、付録等から構成されている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、台湾における聴覚障害児に対する言語指導法の基礎理論を究明し、特に、全ろう児（90 dB以上）に対する最も有効、適切な言語指導法の在り方を明らかにすることにある。

3. 研究方法と結果

本研究は、台湾および各国の聴覚障害児教育に関する古代から現代にいたる主たる文献的研究、若干の実態調査、事例研究等から得られた、いわば「経験的法則」による知見等により、各国の聴覚障害児に対する言語指導法を比較検討している。交信の諸方法（口話法、手話法、書記法等）のうち、台湾の教育的特殊状況、とくに、「言語」の諸問題（漢字の性格、點頭搖頭一四声変化一等）に即応する指導法を提唱している。

聴覚障害者の言語教育にとって、貴重な文献（隋朝6世紀、宋朝11世紀）の他、「六書」の造字法から、ヒントを得て、自然の手話表現として、表形的、表意的、表事的、表行的、轉注的、

仮借的の「六手造語法」を構想し、自然的手話、語彙の貧弱性を補い、また、少数劃の漢字を手指で表示する「漢字化手話」の手法を考案し、自然的手話による文章の乱脈、機能語の欠如等を補っている。さらに、點頭搖頭式とよぶ四声変化の提示法を示し、中国語の読話発語における、四声弁別の困難性を補っている。

この他、中国人の聴覚障害者観、教育観、福祉対策等の分野における基本的課題解決への適切な示唆を与える文献の発見等々は、特筆すべきであろう。

次に、漢字を国字としている社会における T. C. 法の導入について、以下のような多面的多角的観点から、提言していることは注目に値する。

- (1) 教育方法原理から、T. C. の総合的、統合的、包括的教育理念が、中国人社会のそれら(折衷、中庸、執中、中和、因材施教、人尽其材)に合致すること。
- (2) 言語教育の実用性、有効性からみて、不適切不十分な教育条件下(教材、教具、諸設備等の不備)においても、なお、T. C. に依れば、言語指導が可能であること。
- (3) 台湾の言語的特性からみて、漢字および標準語発音、表現の複雑性、方言の多様性は、口話法による教育に不利であるが、T. C. に依れば、かかる条件下においても、聴覚障害児の言語指導に適用し応用可能であること。
- (4) 聴覚障害児の人間の成長、生理的、心理的発達からみて、T. C. 法は、個々の聴覚障害児の人権を尊重し、その教育的要求に応じ、その自己実現をめざす教育理念に合致すること。
- (5) 聴覚障害児の生態、実態から、個人差が大きく、一律に、口話法による言語指導は、不可能であるが、T. C. 法に依れば、聴覚障害の程度、範囲等に応じ、ニードに即して、言語指導を可能にすること。
- (6) T. C. 法の多言語、多感覚、多情報、多受容の指導法によって、聴覚障害児に、言語獲得、習熟を最も効果的に定着しうること。

以上の理由から、T. C. 法を台湾のろう学校における言語指導に導入すべきであると結論している。つまり、台湾における手話法と書記法を中心として、口話法に依る言語指導の不徹底な現状を打開しなければならないと主張し、個々の聴覚障害児に、最適の方法を発見し、学習効果の「場」に即して、学習効果の向上を企図すべきことを強調している。

上記のように、文献的研究を主とする本論文は、T. C. の台湾における聴覚障害児教育方法論上、必須不可欠の要因であることを明らかにしている。いうまでもなく、T. C. は唯単に、言語指導の一方法、技術ではなく、とくに、聴覚障害児の言語学習そのものであることを意味している。

審 査 の 要 旨

本論文は、聴覚障害児教育におけるアルファにして、オメガである言語指導の方法論の難問に対

決し、外国人としてのハンディをよく克服し、不撓不屈、十数余年に亘り、T、C、法導入の必然性を、執拗に追求している。このことは、単に台湾のみならず、漢字国における言語指導にとっても有効適切な研究として、高く広く評価することができよう。

とくに、洋の東西を問わず、古今に亘り、古を稽え、聴覚障害児言語指導の「教育現実」に活かし得ることは、広汎に推奨し得るものと考えらる。

しかし、「障害」の有無にかかわらず、人間教育における「言語指導」の至難業を考えると、本研究の結果にのみ依存し、期待することは、極めて危険性もあろう。たとえば、カリキュラム作成とその実践的研究の課題、さらに、T、C、法を最終的に活かすものは、究極において、指導者の双肩にかかわるものと確信するからである。また、ひとりひとりの聴覚障害児の能力、意志力、体力等々無数の要因に左右されることはいうまでもない。

つまり、今後、本論文の成果を、ベースに、ひとりひとりの聴覚障害児の生態、実態に即して、最も適切、具体的指導法の開発研究および言語指導教師の現実的な研究が、いまだ残されているといえよう。

しかし、個人的研究の限界等、諸々の制約、制限等の裡にあつて、極めて貴重な文献を渉猟し、漢字国における聴覚障害児教育に、重要なT、C、方法原理を樹立したことは、今後、これらの国々における当該教育への示唆貢献するもの多大と判定し、教育学博士の学位を受けるに、十分な資格を有するものと認める。